

## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
【保険業法施行令】		
1	<p>保証金の最低金額について4,000万円から2,000万円への引下げに係る改正が施行され次第、保証金の一部取戻し、保証契約の変更、賠償責任保険契約の変更等は（内閣総理大臣の承認を得る前提で）可能との理解でよいか。あるいは、次の改定日（各事業年度開始の日以後3月を経過した日）を待つ必要があるのか。</p>	<p>保証金の最低金額の引下げに伴う保証金の取戻し等の対応は、改正保険業法施行令が施行された日以降に可能となります。</p>
2	<p>今般の改正案では、保証金額の最低額が4,000万円から2,000万円に引き下げ、保険仲立人賠償責任保険契約により代替できる範囲が拡大されている。しかしながら、保証金額の総額は変わっておらず、保険会社は当該賠償責任保険契約の引受けに慎重で賠償責任保険契約が締結できない場合や、保険会社が提示する支払保険料が高過ぎて賠償責任保険契約に加入することが実質的に困難な場合がある。従って、最低保証金額以上の部分についても、現金を供託するほかなく、最低保証金額が引き下げられても、業務上の障壁は緩和されていない。</p> <p>このため、保険仲立人賠償責任保険契約について、以下の措置を講ずるべきである。</p> <p>① 保険会社に対して保険仲立</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>人賠償責任保険契約の引受けを義務化。</p> <p>② 保険会社の共同出資による基金の設立。</p> <p>③ 保険業法施行令第44条第1項第4号の改正し、保険会社が引き受けた賠償責任保険契約を解約することができる要件を緩和すること。</p>	
<b>【保険業法施行規則】</b>		
<p>3</p>	<p>保険業法施行規則改正案第237条第2項第2号ロにおいて規定されている「結約書を交付し得なかった場合」について、以下の理解でよいか。</p> <p>① 顧客から、結約書不要の申出があった場合、これを交付し得なかった理由としてよい。</p> <p>② 申出日付、発信者、受信者を記録した書面を保存する。</p> <p>③ 結約書に求められる項目を満たす別書面を交付した場合、保存するその書面には「結約書」との表示がなくてもよい。</p>	<p>保険業法施行規則第237条第2項第2号ロは、結約書を作成したものの、保険契約の当事者側の何らかの事情等により、結約書を交付し得なかった場合に、保険仲立人に対し、(i)「当該結約書」(ii)「交付し得なかった理由」を記載した書面の作成・保存を求めるものです。</p> <p>したがって、ご質問①のように、「顧客から、結約書不要の申出があった場合」には、「交付し得なかった理由」になり得ると考えられます。</p> <p>他方、ご質問②・③に関し、保険仲立人に対し、作成・保存が求められる書面について、具体的にどのような記載方法が適切かについては、顧客との関係や契約の内容等を踏まえ、契約者保護に十分配慮しつつ、個別具体的に判断することが重要であると考えられます。</p>
<p>4</p>	<p>保険業法施行規則改正案第237条第2項第2号ハにおいて規定されている「結約書を作成しない旨の合意」が保険契約者または保険会社の一方のみしか得られない場合には、保険仲立人と他方の当事者の署名のみで結約書を作成できるとの理解でよいか。</p> <p>例えば、保険会社から省略の合意が得られた場合、保険契約</p>	<p>結約書の作成を省略する場合や結約書の記載方法を変更する場合、保険仲立人には保険契約の当事者である保険契約者及び保険会社との「合意」を得ることが必要となります。</p> <p>なお、どのような場合に、保険契約者及び保険会社との「合意」があったとされるかについては、実態に則し、個別具体的に判断する必要があると考えられます。</p>

	<p>者と保険仲立人が署名し保険会社の署名欄には「包括合意により署名省略」と記載した結約書を交付することは可能か。</p>	
--	---	--